

令和2年度 広島県教師養成塾募集要項

1 目的

広島県教師養成塾（以下「教師塾」という。）は、本県の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部を含む。以下「小学校」という。）教員を志す大学生を対象に、2年間にわたり継続的に実地研修や集合研修を実施することにより、大学等で学ぶ理論と実践の往還による実践的指導力の基礎の育成を図るとともに、中山間地域をはじめとした広島県教育を担う人材の育成に資することを目的とする。

2 各研修のねらいと内容

本教師塾は、実地研修と集合研修を柱とし、大学2年次から3年次までの2年間にわたり、以下のねらいに応じた内容の研修を実施する。

研 修	実 地 研 修	集 合 研 修
対象学年	大学2年次	大学2・3年次
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・児童とのふれあいを通して教職の魅力を実感し、教育に対する情熱や使命感を涵養する。 ・教員の仕事を体験し、教員の喜びや苦労を通して教職についての理解や意欲を高める。 ・中山間地域等における教育環境や特色等を知り、その魅力を実感する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広島版「学びの変革」アクション・プラン等を理解し、広島県の教育施策についての見識を広げ深める。 ・他大学の学生との交流を通して、視野を広げたり、ものの見方・考え方を深めたりする。 ・実地研修との往還で教員に求められる資質を理解し、自らの適格性を把握する。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童とのふれあい活動 ・授業観察やその補助 ・運動会などの学校行事の運営補助 ・「山・海・島」体験活動などの特別活動の運営補助 ・教員の業務全般に係る観察 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県の教育施策 ・小学校教員の魅力とやりがい ・学力向上に向けた広島県の取組 ・生徒指導や特別支援教育の実際 ・授業づくりと模擬授業 ・中山間地域の教育の魅力など
研修規準時間、日数等	<ul style="list-style-type: none"> ・2年次、年間40時間以上 ※2年次の5月に実地研修校を決定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年次、年間4日程度 ・3年次、年間6日程度

原則、大学1年次に入塾決定、大学2年次に入塾式を実施する。その後、研修を開始し、大学3年次で卒塾とする。全課程を修了した塾生には、卒塾証書を授与する。
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため日程等を変更する場合、別途通知する。

3 応募要件

次の(1)～(4)の要件を満たす者であること。

- (1) 令和2年度の大学1年次生であり、将来、広島県内の各市町立（広島市を除く）の小学校で教職に就くことを志望する者であること。
- (2) 3年間にわたり継続的に受講する意志があること。
- (3) 大学卒業時に小学校教諭一種免許状取得予定であること。
- (4) 本教師塾における活動中の不測の事態に備え、自分自身のけが等や対人（相手側）及び対物（施設・備品等）賠償に適用できる保険（学研災付帯賠償責任保険（学研賠）等）に加入していること。

4 入塾決定までの手続

- (1) 募集人数：100 人程度
- (2) 入塾申込書等の作成

- ① 「入塾申込書（様式 1）」

- ・電子データに必要な事項を入力し印刷後、黒ボールペンを用いて署名すること。
 なお、写真貼付欄に写真を貼ること。

- ② 3 応募要件(4)の要件を満たすことを証明する「保険加入証明書（様式 2）」

- ③ 「推薦者一覧表（別紙）」※指定大学のみ、指定大学の所管部署が作成

【指定大学】

比治山大学，広島修道大学，広島女学院大学，広島大学，広島都市学園大学，
 広島文化学園大学，広島文教大学，福山市立大学，福山平成大学，安田女子大学

- (3) 申込方法，入塾決定等

【指定大学の在籍者】

- ① 申込方法

- ・入塾希望者は，入塾申込書等を作成し，各在籍大学の所管部署へ申し込むこと。
- ・各指定大学の所管部署は，入塾申込書等を取りまとめ，推薦者一覧表（別紙）を作成の上，広島県教育委員会に提出すること。

- ② 受付期間

ア) 各大学の所管部署提出期間【入塾希望者 ⇒ 大学所管部署】

- ・各大学の所管部署が定める期間

イ) 広島県教育委員会受付期間【大学所管部署 ⇒ 広島県教育委員会】

- ・令和 2 年 8 月 3 日（月）午前 9 時から 令和 2 年 9 月 11 日（金）午後 5 時まで
- ・期間内に入塾申込書及び推薦者一覧表の電子データ〔Excel〕をメール送信すること。紙提出物については，電子データをメール送信後，1 週間以内に提出すること。

- ③ 提出物・提出先等一覧

- ・指定大学在籍の入塾希望者

提出物	留意事項	提出先
入塾申込書（様式 1）〔紙〕	署名し写真を貼ること。	各在籍大学の所管部署
保険加入証明書（様式 2）〔紙〕	保険証書（写）を貼ること。	
入塾申込書（様式 1）〔Excel〕		

- ・指定大学所管部署

提出物	留意事項	提出先・提出方法
入塾申込書（様式 1）〔紙〕	署名，写真貼付を確認すること。	教職員課採用定数係〔(4)提出先〕に郵送（簡易書留）又は持参すること。
保険加入証明書（様式 2）〔紙〕	保険証書（写）貼付を確認すること。	
入塾申込書（様式 1）〔Excel〕		教職員課採用定数係〔(4)提出先〕にメールを送信すること。パスワードをかけ，別途パスワードを明記したメールを送付すること。
推薦者一覧表（別紙）〔Excel〕	※押印不要	

【指定大学以外の大学の在籍者】

① 申込方法

- ・入塾希望者は、個人で広島県教育委員会へ申し込むこと。

② 受付期間【入塾希望者 ⇒ 広島県教育委員会】

- ・令和2年8月3日（月）午前9時から 令和2年9月11日（金）午後5時まで
- ・期間内に入塾申込書の電子データ〔Excel〕をメール送信すること。紙提出物については、電子データをメール送信後、1週間以内に提出すること。

③ 提出物・提出先等

提出物	留意事項	提出先・提出方法
入塾申込書（様式1）〔紙〕	署名し写真を貼ること。	教職員課採用定数係〔(4)提出先〕に郵送（簡易書留）又は持参すること。
保険加入証明書（様式2）〔紙〕	保険証書（写）を貼ること。	
入塾申込書（様式1）〔Excel〕		教職員課採用定数係〔(4)提出先〕にメールを送信すること。パスワードをかけ、別途パスワードを明記したメールを送付すること。

④ 入塾決定方法

決定方法は、原則、メールによる申込の先着順とするが、同一大学からの塾生は原則として最大3名までとして調整する。

(4) 提出先

広島県教育委員会事務局管理部教職員課採用定数係
〒730-8514 広島市中区基町9-42（県庁東館5階）
電話 082-513-4927

メールアドレス（saiyou-teisuu@pref.hiroshima.jp）※全て半角英字

(5) 入塾決定の通知

指定大学の在籍者には在籍する大学の所管部署に、指定大学以外の大学の在籍者には入塾希望者本人に、令和2年9月25日（金）までに入塾の可否を通知する。

5 退塾許可、勧告、取消

入塾後、次の場合は、退塾を許可、勧告又は取り消すことがある。

(1) 退塾許可、勧告、取消規準

- ・家庭の事情等で研修を継続することが困難であるとき。
- ・遅刻・欠席が著しく、また、指導に従わない等、塾生としての適格性を欠くとき。
- ・その他、研修の目的を達成することが困難であると判断されるとき。

(2) 退塾方法

- ・指定大学在籍者においては、各在籍大学の所管部署を通して、教職員課採用定数係に連絡するとともに、退塾届を教職員課採用定数係に郵送又は持参すること。
- ・指定大学以外の大学の在籍者においては、教職員課採用定数係に連絡するとともに、退塾届を教職員課採用定数係に郵送又は持参すること。

6 令和2年度入塾生の3年間の主な内容について

学年	月	集合研修		実地研修
		研修	主な内容	
1	9	入塾	・入塾認定	
2	4	実地研修希望調査		実地研修校調整
	5	入塾式		実地研修校決定 実地研修計画作成
		集合研修Ⅱ-①	・オリエンテーション(実地研修について) ・児童の手本となるマナー講座 ・児童の発達段階に応じた対応	
	6	集合研修Ⅱ-②	・小学校教員の魅力とやりがい ・広島県の教員の一日	
	9	集合研修Ⅱ-③	・授業づくり(学習指導案作成の基礎, 発問, ノート指導, 板書等) ・学校と家庭・地域との協働を育むもの・協働から生まれるもの	7月中旬～翌年 3月中旬 【40時間以上】
3	集合研修Ⅱ-④	・ICTを活用して児童の理解を促す教材作成		
3	5	集合研修Ⅲ-①	・個別最適な学びについて ・特別支援教育・学級活動 ・模擬授業に向けて	
	6	集合研修Ⅲ-②	・広島版「学びの変革」アクション・プランについて ・課題発見・解決学習について ・模擬授業に向けて	
	12	集合研修Ⅲ-③	・授業づくりの基礎・基本 ・国語科・算数科の授業づくりについて ・模擬授業に向けて	
	1	集合研修Ⅲ-④	・グループ別模擬授業, 振り返り	
	2	集合研修Ⅲ-⑤	・代表模擬授業, 振り返り	
	3	集合研修Ⅲ-⑥	・研修のまとめ ・未来の先生へ(広島県の小学校に求められる教員像)	
卒塾式		・卒塾証書授与等		

※研修欄のローマ数字は年次を, 丸数字は研修の回等を表す。

※デジタルコンテンツを作成する内容を含む。

7 その他

- (1) 本教師塾に係る研修経費(教材費等)は無料とする。なお, 保険加入料, 交通費及び食費などの個人に係る全ての経費は自己負担とする。
- (2) 研修中, 事故等が起きた場合は, 広島県教育委員会教職員課採用定数係に連絡するとともに, 速やかに保険等の手続きを始めること。
- (3) 実地研修実施前までには, はしか(麻しん)・風しんの予防接種を受けていることが望ましい。なお, 実地研修受入校から予防接種を求められた場合は, 速やかに応じること。
- (4) マスクを持参すること(状況に応じて着用を求められた場合は着用すること)。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては, 研修内容・日程を変更する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための欠席については, 卒塾認定に影響しない。

広島県教師養成塾におけるQ & A

Q 1 : 塾生は、広島県・広島市の教員採用候補者選考試験（以下「採用試験」という。）を必ず受験しなければいけませんか。

A 1 : 本教師塾は、採用試験とは無関係のため、採用試験の受験を必須とはしていません。しかし、広島県教育委員会の施策に沿った様々な研修を計画していますので、将来広島県内の各市町（広島市を除く）の小学校教員を志望する方には是非受講していただきたいと考えています。

Q 2 : 卒塾するためには、集合研修・実地研修を全て受講しなければいけませんか。

A 2 : 応募要件にもあるとおり、原則として、全て参加することとしています。体調不良などで、やむを得ず欠席する場合、集合研修は広島県教育委員会教職員課採用定数係（電話番号：082-513-4927）に、実地研修は受入校に、必ず連絡してください。

Q 3 : 塾生は、採用試験において、試験の一部が免除されるなどの措置はありますか。

A 3 : 本教師塾は、採用試験とは無関係のため、特別な措置はありません。本教師塾で学び、身に付けたことが、本県の小学校教員として入職した直後から生かされると考えています。

Q 4 : 現在、学校支援ボランティアなどに参加しているのですが、実地研修の代替になりますか。

A 4 : 参加実態を確認した後、研修内容と重複していると判断した場合は、実地研修の代替として認めます。なお、広島市が実施する「大学生による学校支援活動」は代替にはなりません。

Q 5 : 実地研修は、どこの小学校に配置されるのですか。

A 5 : 広島市を除く広島県内 22 市町が設置する小学校に配置されます。入塾希望者が申込書に記入した第 1 希望から第 3 希望を踏まえて、広島県教育委員会が各市町教育委員会と調整の上、塾生の受入校を決定します。

Q 6 : 県外にある大学に在籍しています。定期的に実地研修に行くことができない場合、どうしたらよいですか。

A 6 : 実地研修は、回数ではなく、時間単位で実施することとしており、大学 2 年次に 40 時間以上 実施することになります。よって、大学の長期休業等を活用し、集中的に実施することが可能です。

Q 7 : 事情により、大学の長期休業中等に実地研修のみ参加することは可能ですか。また、可能である場合、手続きはどのようにすればよいですか。

A 7 : 実地研修のみの参加は、本教師塾の目的を達成することができないので不可能です。ただし、来年度、実地研修のみ参加可能な広島県教師養成塾を活用した「学校インターンシップ」（以下、「学校インターンシップ」という。）を実施しますので、そちらに参加が可能です。手続きについては、来年度、公開する学校インターンシップを募集要項でお示しします。

Q 8 : 入塾できなかつた場合も、学校インターンシップを受講できますか。その場合、手続は必要ですか。

A 8 : 学校インターンシップを受講可能です。来年度、公開する学校インターンシップ募集要項を参照し申し込んでください。

Q 9 : 実地研修は、訪れたことのない市（町）を希望しようと考えていますが、宿泊施設を紹介していただけますか。

A 9 : ほとんどの地区に宿泊施設があります。希望される方は広島県教育委員会教職員課採用定数係に御相談ください。

Q 10 : 保険（学研災付帯賠償責任保険（学研賠）等）に加入していなければ入塾できませんか。また、広島県教育委員会で斡旋（仲介）を行ってくれますか。

A 10 : 塾生の皆さんをはじめ、本教師塾に関わる全ての方々が安心して研修を実施していただくため、保険の加入は必須としています。なお、広島県教育委員会による保険の斡旋（仲介）は行いませんが、相談に応じることは可能です。

Q 11 : 大学で実施する教育実習と実地研修の違いは何ですか。

A 11 : 教育実習の内容は各大学ごとに異なっていますので、詳細な内容についての比較は難しいですが、大きな違いとして実地研修では学習指導案を作成しないということが挙げられます。学習指導案の作成にかかる時間を、児童や実地研修校の先生方との関わりの時間に使えるので、教育実習では気付きにくい学校の魅力を知ることができます。

Q 12 : デジタルコンテンツを作成するためにパソコンを購入する必要がありますか。

A 12 : スマートフォン、タブレットを使って作成してもよいので、パソコンを新たに購入する必要はありません。